

Ⅱ 各府省の政策評価の状況と今後の課題

1 内閣府

(要旨)

(1) 政策評価の枠組み

- ① 平成 17 年度から 19 年度までの 3 年間を計画期間とする「内閣府本府政策評価基本計画」(平成 17 年 4 月 1 日)及び 1 年ごとに定められる「内閣府本府政策評価実施計画」に基づき、一般政策及び規制を対象に政策評価が行われている(注 1)。
- ② 事後評価は、内閣府本府の主要な行政目的に係る政策を対象として実績評価方式により、また、各種中長期計画等の政策や部局横断的な政策等を対象として総合評価方式によりそれぞれ行うこととされている。実績評価方式による評価は、原則として、基本計画に掲げられた 43 政策を対象として基本計画期間の 3 年間に分けて評価する仕組みがとられている。
- ③ 事業評価方式による事前評価及び事後評価を行うこととされているが、内閣府では、基本計画で定める事業評価方式による評価の対象となる政策がないとしており、実績はほとんどない。

(注 1) 評価書は、内閣府ホームページで公表されている。<http://www8.cao.go.jp/hyouka/index.html>

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価について審査を行った結果は、以下のとおりである。

ア 現状

政策名「社会連帯等の国民運動」等 23 件のうち、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されているものは 22 件 (95.7%) である。なお、達成目標については、162 件中 147 件 (90.7%)、測定指標については 203 件中 188 件 (92.6%) が目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている。

イ 今後の課題

実績評価方式による評価は、あらかじめ達成すべき目標を設定して評価を行うことが基本であり、目標に関し達成しようとする水準について、数値化等により特定することが必要である。

目標に関し達成しようとする水準がほぼすべての評価について数値化等により特定されており、今後もこうした取組が進められることが期待される。

(説明)

(1) 政策評価の枠組み

(基本計画等)

平成 17 年度から 19 年度までの 3 年間を計画期間とする「内閣府本府政策評価基本計画」(平成 17 年 4 月 1 日)及び 1 年ごとに定められる「内閣府本府政策評価実施

計画」に基づき、一般政策及び規制を対象に政策評価が行われている(注2)。

基本計画において、事前評価は、予算要求を伴う新たな政策等のうち、評価法第9条第1号(国民生活若しくは社会経済に相当程度の影響を及ぼすもの又は多額の費用を要するもの)に該当すると考えられる政策を対象として事業評価方式により行うこととされている。

一方、事後評価は、内閣府本府の主要な行政目的に係る政策を対象として実績評価方式により、また、各種中長期計画等の政策や部局横断的な政策等を対象として総合評価方式によりそれぞれ行うこととされている。また、事前評価を実施した政策のうち、事後の検証が必要と認められるものを対象として事業評価方式による事後評価を行うこととされている。

(注2) 平成20年2月18日に、20年度から22年度までの3年間を計画期間とする新たな「内閣府本府政策評価基本計画」が策定されており、20年6月30日に「平成20年度内閣府本府政策評価実施計画」が策定されている。

今回審査の対象とした政策評価は、平成17年度から19年度までの3年間を計画期間とする「内閣府本府政策評価基本計画」(平成17年4月1日策定、18年3月31日一部改定、19年6月8日一部改定)及び「平成19年度内閣府本府政策評価実施計画」(平成19年6月8日)に基づくものである。

(取組状況—一般政策についての政策評価)

一般政策については、図表Ⅱ-1-①のとおり、これまで事前評価及び事後評価が行われている。事後評価は、実績評価方式及び総合評価方式によりそれぞれ行われている。このうち、実績評価方式による評価は、基本計画に掲げられた43政策を対象として基本計画期間の3年間に分けて評価する仕組みがとられている(注3)。なお、基本計画において、所掌事務の追加等の理由により新たに評価が必要になった政策や、時々々の社会情勢に応じ評価が必要と考えられる政策については、これにかかわらず評価を行うこととされている。

一方、事前評価は、平成14年度に事業評価方式による評価が3件行われているが、内閣府では基本計画で定める事業評価方式による評価の対象となる政策がないとしており、その後は行われていない。

(注3) 新たな「内閣府本府政策評価基本計画」(平成20年2月18日)の計画期間においては、密接に関連する政策をまとまりごとに包括的に評価することとし、毎年度すべての政策を対象とした評価を実施することが予定されている。

(取組状況—義務付け4分野の政策についての政策評価)

義務付け4分野の政策のうち、規制については、図表Ⅱ-1-①のとおり、事業評価方式により事前評価が行われている。

図表Ⅱ-1-①

内閣府における政策評価の取組

評価対象政策		事前評価	事後評価
一般政策	政策 (狭義) ・ 施策 レベル		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><実績評価方式> 対象： 内閣府本府の主要な行政目的に係る政策のうち、「施策」レベルで捉えることが可能な政策全般 実施状況： 平成 15年 7月 18件 16年 7月 17件 17年 7月 18件 18年 6月 15件 19年 9月 11件 20年 9月 23件</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><総合評価方式> 対象： 各種中長期計画等「政策（狭義）」レベルで捉えることが可能な政策や部局横断的な政策等 実施状況： 平成 15年 7月 1件 17年 3～12月 3件 20年 6～12月 3件</p> </div>
	事務事業 レベル	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><事業評価方式> 対象：評価法第9条第1号に定める政策 実施状況：平成 14年 11月 3件</p> </div>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><事業評価方式> 対象：事前評価を実施した政策のうち事後の検証が必要と認められるもの 実施状況：—</p> </div>
義務付け4分野の政策	規制 事務事業 レベル	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(事前) 対象：規制の新設等 実施状況：平成 20年 9月 1件</p> </div>	
<p><特徴> 内閣府の所掌事務のうち、評価法上政策評価の対象から除かれている内閣補助事務（*1）以外の分担管理事務（*2）を評価対象とし、主として実績評価方式による評価を実施。また、政策の単位に応じて、事業評価方式による事前評価及び事後評価並びに総合評価方式による事後評価も実施 （*1） 内閣府設置法第4条第1項及び第2項に定める事務 （*2） 内閣府設置法第4条第3項に定める事務</p>			

(注) 1 基本計画等を基に当省が作成した。

2 二重線で囲まれた評価は、基本計画で定められている評価が行われているものを、点線で囲まれた評価は、基本計画で定められている評価が行われていないものを示す。

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価について審査を行った結果は、以下のとおりである（総合評価方式による事後評価についてはⅡ-1-3、規制の政策評価についてはⅡ-2-4参照）。

ア 現状

(審査の対象)

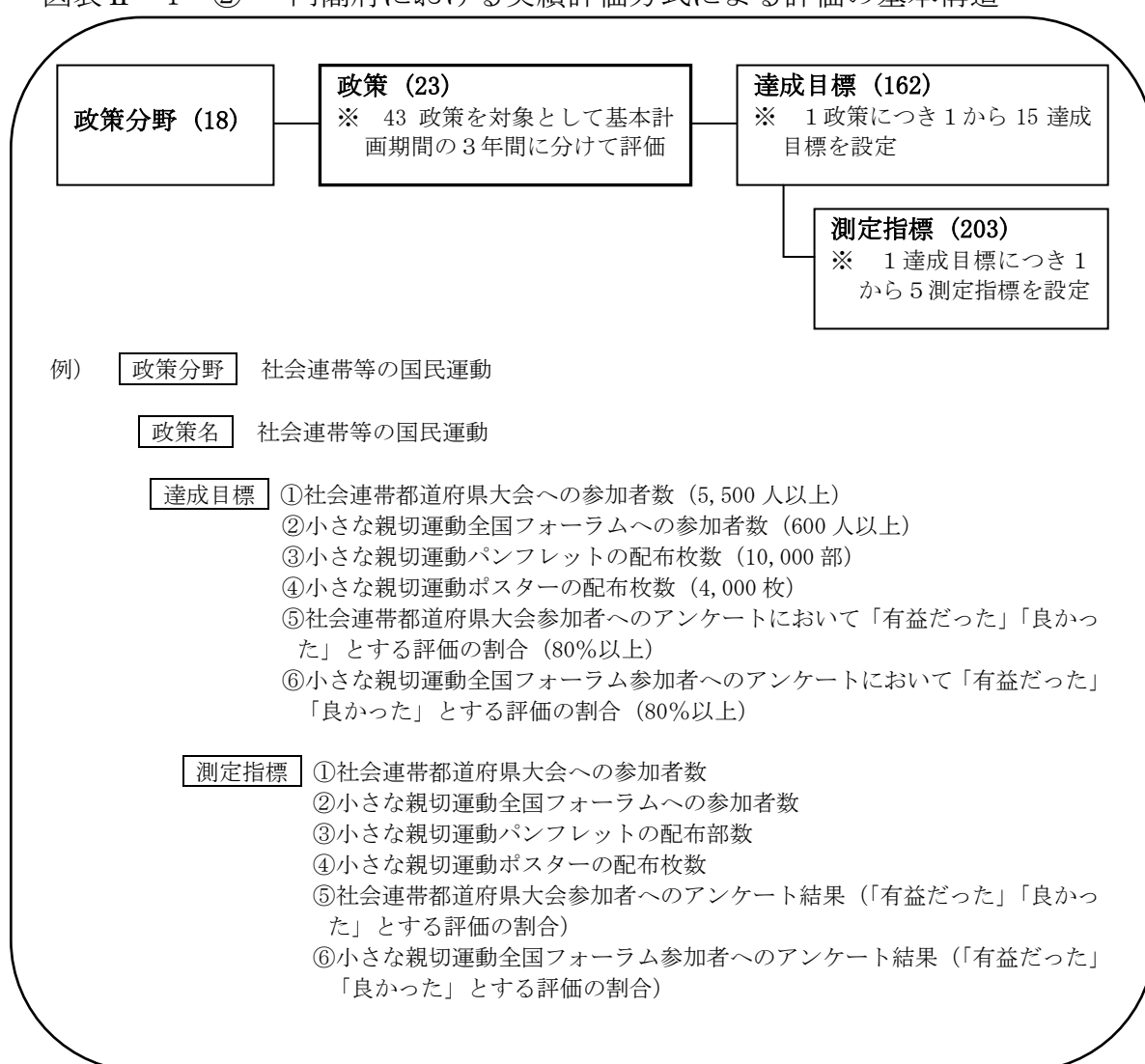
実績評価方式による評価が行われ、平成 20年 1月 1日から 12月 31日までに評価書が総務大臣に送付された 23 件を審査の対象とした。

(評価の設計)

実績評価方式による評価の対象となる政策について、図表Ⅱ-1-②のとおり、政策の下に達成目標が設定されている。そして、達成目標の下にその達成度合いを測定する指標が設定されている。審査の対象とした23件には、一つの政策の下に1達成目標から15達成目標が設定され、合計162達成目標が設定されている。そして、一つの達成目標の下に1測定指標から5測定指標が設定され、合計で203測定指標が設定されている。

また、目標の達成度合いの判定は、設定された測定指標により達成目標単位で行われ、その結果に基づき政策の評価が行われている。

図表Ⅱ-1-② 内閣府における実績評価方式による評価の基本構造



(注) 内閣府の評価書を基に当省が作成した。

(共通の点検項目による審査－取組の工夫がみられる点)

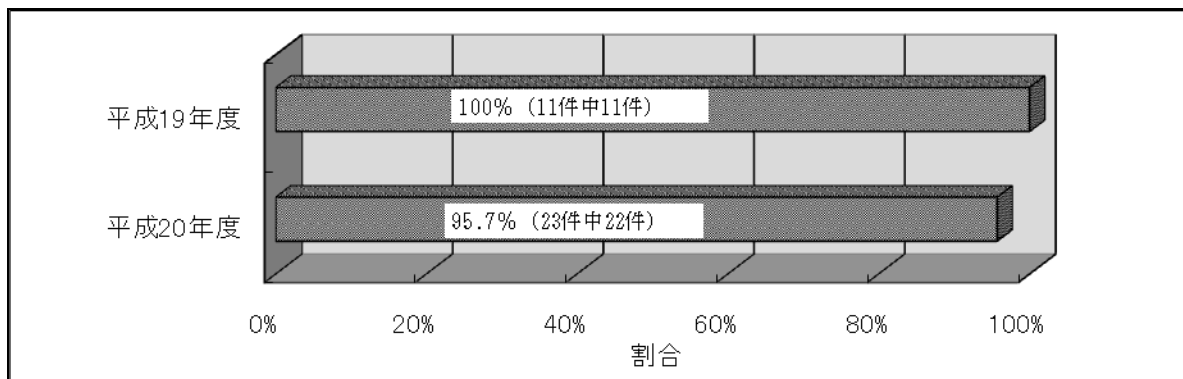
実績評価方式は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測

定して目標の達成度合いについて評価する方式であることから、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。

目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合は、図表Ⅱ－1－③のとおり、平成19年度は100%（11件中11件）であったが、20年度は95.7%（23件中22件）となっている。なお、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されていない1件（国際平和協力業務等の推進）については、平成19年度は評価の対象となっていないものであり、内閣府では「政策の性質上、数値化した定量評価になじまない」としている。

なお、達成目標については162件中147件（90.7%）、測定指標については203件中188件（92.6%）が目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている。

図表Ⅱ－1－③ 目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合（実績評価方式による評価）



(注) 1 内閣府の評価書を基に当省が作成した。

2 目標に関し達成すべき水準が数値化されている評価及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されている評価の割合を表す。

（特記事項－取組の工夫がみられる点）

内閣府では、実施計画において、評価対象となる政策について、あらかじめ測定指標及び目標値を設定する取組を行っており、また、実施計画の策定に併せ、測定指標等が政策の流れのどの段階に係るものであるのかを整理した参考資料（「政策の流れと測定指標及び目標値との関係」）を公表している（図表Ⅱ－1－④参照）。

図表Ⅱ－１－④ 政策の流れと測定指標及び目標値との関係

政策名：政府広報の実施			
	アウトプット (内閣府本府の行政活動や行政活動により提供されたモノやサービスの量)	成果 (アウトカム) (他の行政機関の活動、国民生活又は社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響)	上位の政策
政策の流れ	<p>政府の重要施策について、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、インターネット等の各種広報手段を活用して政府広報を実施する</p>	<p>国民が各種広報媒体を通じて政府広報に接触する</p> <p>政府の重要施策に関して、その背景、必要性、内容等が広く国民に認知される</p>	<p>政府の重要政策に対する国民の理解と協力を得る</p> <p>政府の重要政策の円滑な実施</p>
測定指標及び目標値 (「」内)		<ul style="list-style-type: none"> 政府広報オンラインのアクセス数 [1,200 万 PV] 政府インターネットテレビのアクセス数 (コンテンツ再生数) [220 万件] 	<p>国政モニターに対するアンケートにおいて、各媒体別の「満足した」「ある程度満足した」とする評価の合計の割合 [75%]</p> <p>政府広報に関する意識調査 (インターネット調査) における、重要広報テーマ等の「関心が高まった」「内容がわかりやすい」等の肯定的な評価の割合 [75%]</p>

(注) 内閣府の資料から抜粋した。

イ 今後の課題

実績評価方式による評価は、あらかじめ達成すべき目標を設定して評価を行うことが基本であり、目標に関し達成しようとする水準について、数値化等により特定することが必要である。

目標に関し達成しようとする水準がほぼすべての評価について数値化等により特定されており、今後もこうした取組が進められることが期待される。